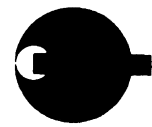


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出(都市計画課)	一	○右同	二
○道路の位置指定(建築課)	一	○開発行為に関する工事の完了(建築課)	二
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	一	○連動手当に関する規則の一部を改正する規則	二
○大規模小売店舗の変更の届出に関	一		

告示

奈良県告示第六十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、平群町平群駅西土地区画整理組合から次のとおり同組合の理事の氏名及び住所の届出があった。

平成十九年五月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任理事の氏名及び住所

氏名 中筋 弘 住所 生駒郡平群町喜新一丁目一番一号

二 就任理事の氏名及び住所

氏名 岩崎 万勉 住所 生駒郡平群町喜新一丁目一番一号

奈良県告示第六十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二條第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があった。

平成十九年五月八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所(平成十九年四月十三日現在の地番による)
大和高田市大字有井八四番地の二部
- 二 申請者氏名 日東ハウジング 代表者 東谷忠
- 三 申請者住所 香芝市瓦口五三番地の一八
- 四 道路の幅員 六・二メートル
- 五 道路の延長 三八・五九メートル
- 六 指定年月日 平成十九年四月十九日
- 七 指定番号 高士第一八三三号

公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

平成十九年五月八日

奈良県知事 荒井正吾

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

一 申請のあった年月日

平成十九年四月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 介護者支援・相談センターロタンの森

三 代表者の氏名

高橋 成和

四 主たる事務所の所在地

香芝市北今市一丁目二二番地の二

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者の介護に携わる人々に対して、介護に関する相談事業・情報提供事業を主として行い、介護者の心のケア・適切な介護や介護保険の知識を伝えることにより、介護者及び高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」といいます。(第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所(団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地)並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十九年五月八日から同年九月十日までに奈良県商工労働部金融・商業振興課に到着するよう提出してください。

平成十九年五月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスポ橿原

所在地 橿原市葛本町七七六他

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前) 名称 大和工商リース株式会社

住所 大阪府中央区本町橋五番一〇号

(変更後) 名称 大和リース株式会社

住所 大阪府中央区農人橋二丁目一番三〇号

三 届出年月日

平成十九年四月二十三日
四 縦覧場所
奈良県商工労働部金融・商業振興課

五 縦覧期間
平成十九年五月八日から同年九月十日まで

六 縦覧時間
午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十号。以下「法」といいます。）第六条
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十九年五月八日から同年九月十日までに奈良県商工労働部金融・商業振興課に到着するよう提出してください。

平成十九年五月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フレスポ桜井

所在地 桜井市大字東新堂五二一六外二筆及び比里道

二 変更しようとする事項
大規模小売店舗を設置する者の名称

（変更前）名称 大和工務リース株式会社
（変更後）名称 大和リース株式会社

三 届出年月日
平成十九年四月二十三日

四 縦覧場所
奈良県商工労働部金融・商業振興課

五 縦覧期間
平成十九年五月八日から同年九月十日まで

六 縦覧時間
午前九時から午後五時まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十九年五月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号
平成十九年一月十九日第七八一四九号

二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年四月二十六日第六六七五号

三 開発区域に含まれる地域
磯城郡川西町大字唐院六八二番地、六八二番地及び六八三番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区二番町八番地八
株式会社セブンイレブン・ジャパン 代表取締役 山口俊郎

人事委員会規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月八日

奈良県人事委員会委員長 岩本 平

奈良県人事委員会規則第一号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第二項中「同号に定める期間に係る最後」を「次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後」に改め、「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月奈良県条例第十七号）第二条の規定による退職その他の離職をすること、

長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他の人事委員会の定める事由が、同号に定める期間に係る最初」を「当該期間の最初」に改め、同項に次の各号を加える。

一 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月奈良県条例第十七号）第二条の規定による退職その他の離職をすること。

二 長期間の研修等のために旅行をすること。

三 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。

四 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。

五 その他人事委員会の定める事由が生ずること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇（代）

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三（代）

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円（共に、送料別）

本誌は再生紙を使用しています。